

令和2年度第8回二宮町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年10月27日(火)午前9時30分から

2 開催場所 二宮町役場第1会議室

3 出席委員

1番	野谷	和雄	8番	関山	節夫
2番	原	恵子	9番	水島	寿徳
3番	秋山	啓治	10番	野谷	茂
5番	橘川	直泰	11番	原	淳利
6番	倉持	純子	12番	井上	宗士
7番	露木	聖一			

4 欠席委員

4番 中村 隆一

5 事務局職員出席者

事務局長	石原	慎也
副主幹	二宮	浩久
主任主事	雨宮	敦

6 傍聴者 なし

7 議事録署名人

9番 水島 寿徳 10番 野谷 茂

8 報告事項

(1) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

9 議 事

議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について

## 会議の状況

### 【議長】

それでは第8回の総会を開催したいと思います。

出席委員は11名です。中村委員は、欠席となっております。定足数に達しておりますので、ただいまより農業委員会総会を開催いたします。

人・農地プランのアンケートの回収について、ご協力いただきありがとうございました。今後、各農家の方の意見を聞いてまとめていくということですので、地域の集まりの際には、座談会の出席を促すよう、お声かけ頂きたいと思います。

日程第2の議事録署名委員の指名についてです。第8回総会の議事録署名委員につきましては、9番水島委員、10番野谷茂委員、お願いします。

続きまして、日程第3の報告事項に入ります。報告事項1農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、事務局より朗読及び説明をお願いします。

### 【事務局】

— 報告事項1朗読 —

それでは説明いたします。

関係資料位置図の地図1をご覧ください。場所は、吾妻神社入り口交差点付近の国道1号線北側に位置する市街化区域の土地です。

土地の所有者は、道路敷地としての転用目的での農地転用手続きになります。

### 【議長】

報告事項であることから、委員皆様のご了承をお願いします。

続きまして、日程第4の議事に入ります。議案第17号農地法第3条の規定による許可申請について、議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

### 【事務局】

— 議案第17号朗読 —

### 【議長】

続きまして、地元農業委員の現地確認報告をお願いします。露木委員、お願いします。

### 【委員】

10月20日に一色地区農業委員及び事務局で、対象農地を確認しました。

対象農地の場所は、一色の爲山及び片川に位置する農用地区域の農地2筆で、面積の合計は3,202㎡です。

本案件は、親である譲渡人から譲受人が贈与により農地を取得する案件であり、譲受人

はこれまでも家族が所有する農地において農作業に従事しておりますが、家族が耕作する農地は適切に耕作されており、所有権移転後も効率的な農地利用が見込めるため、許可は問題ないと思われま

**【議長】**

お疲れ様でした。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

**【事務局】**

それでは、補足説明いたします。

本案件については、親から子への贈与により所有権移転する許可申請となっております。贈与により農地の所有権を移転する場合は、売買と同様に農地法第3条の規定による許可を要するものとなります。

議案第17号関係資料をご覧ください。

1ページが許可申請書です。一番下の3、所有権移転の理由としては、譲渡人である親が高齢になり耕作困難となったため、贈与により所有権移転することとなっております。3ページの農地の利用状況ですが、譲受人は、現在、農地を所有しておらず、また、借入地もございません。4ページをご覧ください。申請地は現在、みかんが植えられており、引き続きみかんを栽培していくということです。また、農機具については、耕うん機等を所有しております。5ページの農作業に従事する者です。譲渡人は、所有権移転後は補助的従事者として農作業に従事するということであり、譲受人、譲受人の両親の3人が農作業に従事いたします。6ページには、農作業の従事状況の見込み、7ページには周辺地域との関係が記載されています。8ページに申請地の位置図、9ページに案内図、10、11ページに公図の写し、12ページに営農計画書を添付しています。

本案件につきましては、前述しましたとおり、親から子への贈与による所有権移転であり、所有権移転後も引き続き当該地を効率的に耕作していくということです。

なお、農地法第3条第2項の、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「下限面積要件」についてですが、譲受人につきましては、現地確認報告でもありましたが、これまでも家族が所有する農地において農作業に従事しており、その家族の耕作地は全て耕作されていることを農地パトロールでも確認しており、農作業従事については、本人と両親が従事し、譲受人の所有農地面積も下限面積の2,500㎡を超えています。

以上、ご審議をよろしく申し上げます。

**【議長】**

質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

**【委員】**

譲受人は今まで農地を所有していませんが、今回、農地を取得するに際し、農業研修等を通じた農業者資格の認定を受けていなくても良いのですか。

**【事務局】**

これまで農業に携わっていないような方であると、農業経営をしていく能力があるかを確認するため、農業者資格の認定を必要としています。本案件の譲受人は二親等内の農家の子にあたり、農家の世帯員等に含まれることから、農家資格認定は必要としない案件となっております。

**【委員】**

農家の子であれば、農業経験をしていない別世帯のサラリーマンであっても農家資格認定は必要ないということでしょうか。

**【事務局】**

営農する能力を有しているかが審査の基準となりますので、譲受人がこれまで農業経験がなく、補助的従事者にも農家がいなくなると、営農できるのかに疑義が生じ、農家資格認定の必要性について検討する必要があります。本案件については、譲受人はこれまでも農家である両親と共に農業に従事し、また、補助的従事者に両親が入っていることから、疑義が生じるような案件ではありません。

**【委員】**

譲受人が農家の子であっても、申請地の遠方に住んでいるような場合、どうなるのでしょうか。

**【事務局】**

譲受人が所有権移転後も営農できるのかが重要ですので、譲受人の住居地についても判断の一つになり、住居地から見て営農を継続していくことが見込まれるか疑義が生じる案件であれば、検討が必要となります。

**【委員】**

相続の場合では、農業経験がなくても権利移動されますが、贈与との違いは何でしょうか。

**【事務局】**

贈与や売買の場合、所有権移転するという法律行為なので、許可が必要となります。相続の場合は、被相続人の死亡という事実によって法律上当然に生ずる効果であり、権利の移転ではないため、農地法第3条の対象となりません。

**【議長】**

それではよろしいですか。これよりお諮りします。議案第17号農地法第3条の規定による許可申請について、「許可する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

—挙手—

挙手全員でございます。よって、本案は「許可する」ことといたします。

続きまして、議案第18号農地法第5条の規定による許可申請について、議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

**【事務局】**

— 議案第18号朗読 —

**【議長】**

続きまして、地元農業委員の現地確認報告をお願いします。水島委員、お願いします。

**【委員】**

10月20日に中里地区農業委員及び事務局で現地確認をいたしました。

申請地は、中里字前古芦原に位置する農用地区域の6筆で、面積の合計は、6,312㎡です。

周囲は農地や山林に囲まれた立地となっておりますが、農地を農地として使いやすくするための農地造成ということであり、事業計画の内容からも転用による周辺への影響はなく、農地としての再活用が見込まれるため、問題はないと思われま

**【議長】**

お疲れ様でした。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

**【事務局】**

議案第18号関係資料をご覧ください。

1ページ、2ページ目が許可申請書です。本案件は、農地造成を目的とした一時転用となっております。農地造成は、造成面積が1,000㎡未満でかつ、切土、盛土が1m未満の場合は、農業委員会への届出となっておりますが、本案件は1,000㎡を超えるため、神奈川県

の許可案件となります。また、農地造成の場合、工事期間中、工事業者が使用貸借権の権利設定を受けて造成を行うため、農地法第5条の規定による一時転用となります。1ページの3. 転用計画の工事期間については、許可日から16日間の予定となっております。

2ページ目に申請地の所在地等が記載されております。また、3ページ目に申請地の案内図、4ページ目に公図の写しを添付しております。当該地は、二宮町環境衛生センター桜美園の北側、中里字前古芦原に位置する農用地区域の6筆となっております。造成区域につきましては、農地6筆の他に地権者が譲渡人と異なる山林及び原野が含まれております。当該山林及び原野については、農地でないことから農地転用の許可を要するものではございませんが、譲渡人と地権者の間では土地賃貸借契約が交されており、本案件の造成

を行うことについては、問題ありません。

5 ページ、6 ページ目が事業計画書となっております。事業計画書内に農地転用を必要とする理由等ございますが、譲渡人については、当該申請地以外の町内農地において、オリーブを栽培しておりますが、当該申請地についても、オリーブ園を経営していくとのことで、現状から切土及び土の搬入を伴う盛土を行い、効率性・収益性・安全性の高い形状に再形成する内容となっております。

6 ページ目の6. 隣接農地への被害防除措置については、土砂の流出、崩壊等に対する措置が記載されておりますが、西側の隣地である中里161、175番地と造成地の間に平地を設ける他、法面保護としてオリーブを植栽するとのことで、排水処理については、自然流下とするとのことです。

7 ページ目が計画平面図、8 ページ、9 ページ目が断面図となっております。当該地は、東から西に向かって低くなっていく形状となっており、棚状となっております。黄色く着色されている箇所が切土の範囲であり、赤く着色されている箇所が盛土の範囲となっております。

10 ページ目が営農計画書です。申請地において、オリーブを作付する計画となっております。

本案件については、許可権者が神奈川県であるため、農業委員会としては、許可相当又は不許可相当を判断し、神奈川県に意見進達することとなりますが、3,000㎡を超える転用案件については、県内市町村農業委員会の会長等により構成される農業委員会ネットワーク機構が開催する常設審議委員会において、現地確認及び諮問案件としての答申を受ける必要があります。そのため、今後の流れについては、皆様にご審議いただいた後、11月中旬に開催される常設審議委員会で答申を受け、神奈川県へ意見進達いたします。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

#### 【議長】

質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

#### 【委員】

譲受人以外が所有する山林等が造成区域に含まれていますが、貸借の契約がされていることを確認していますか。

#### 【事務局】

申請書に添付していただいた賃貸借契約書の写しにより確認しております。

#### 【議長】

それではよろしいですか。これよりお諮りします。議案第18号農地法第5条の規定による許可申請について、「許可相当とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

—挙手—

挙手全員でございます。よって、本案は「許可相当とする」ことといたします。  
本日の審議事項につきましては、すべて終了しましたので、総会を閉会いたします。

午前10時10分閉会